

お客様の「あったらいいな」を超えて、
日常の未来を生みだし続ける。

第21回
定時株主総会
招集ご通知

🕒 2022年6月20日（月曜日）
日時 午前10時（開場 午前9時）

📍 東京プリンスホテル 鳳凰の間
場所 東京都港区芝公園三丁目3番1号

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン等
からもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/8410/>



株主の皆さまへのお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様におかれましては、郵送又はインターネットによる議決権行使をご活用いただきますようお願い申し上げます。

目次

ごあいさつ・社是・経営理念・倫理憲章	2
第21回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	4
株主総会インターネット参加（ライブ配信）のご案内	7
株主総会参考書類	9

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

(添付書類)

第21期事業報告	24
連結計算書類	44
計算書類	46
監査報告書	48
(ご参考) コーポレート・ガバナンスについて	53
(ご参考) 配当金のお知らせ	56
(ご参考) トピックス	57

●本招集ご通知に提供すべき書類のうち、事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」、「その他」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の**当社ウェブサイト** (<https://www.sevenbank.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した書類には、本招集ご通知添付書類のほか、上記ウェブサイト掲載書類も含まれております。

●株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合、インターネット上の**当社ウェブサイト** (<https://www.sevenbank.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

ごあいさつ



セブン銀行

株主の皆さまにおかれましては、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を6月20日(月曜日)に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 **舟竹 泰昭**



セブン銀行グループの存在価値（パーパス）

お客さまの「あったらいいな」を超えて、日常の未来を生みだし続ける。

社 是

1. 私たちは、お客さまに信頼される誠実な企業でありたい。
2. 私たちは、株主、お取引先、地域社会に信頼される誠実な企業でありたい。
3. 私たちは、社員に信頼される誠実な企業でありたい。

経営理念

1. お客さまのニーズに的確に応え、信頼される銀行を目指します。
2. 社員一人一人が、技術革新の成果をスピーディーに取り入れ、自己変革に取り組んでいきます。
3. 安全かつ効率的な決済インフラの提供を通じて、我が国の金融システムの安定と発展に貢献します。

倫理憲章（項目のみ抜粋）

1. 銀行の公共性・社会的責任の自覚
2. お客さま第一主義の実践と時代のニーズに合ったより高い利便性の提供
3. 誠実・公正な行動
4. 社会とのコミュニケーション
5. 人間性の尊重

株主各位

東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
株式会社セブン銀行
代表取締役社長 舟竹 泰昭

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月17日（金曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

■ 日 時 2022年6月20日（月曜日）午前10時（開場 午前9時）

■ 場 所 東京プリンスホテル 鳳凰の間
東京都港区芝公園三丁目3番1号
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

■ 株主総会の目的事項

- 報告事項 1. 第21期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第21期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

- 決議事項 **第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

■ 招集にあたっての決定事項




1. 議決権行使書用紙において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。
2. 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法により当社にご通知ください。

以 上

株主総会ではお土産はお配りしません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、株主様の大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会ご出席	郵送	インターネット
 <p>当日は議事資料として本招集ご通知をご持参のうえ、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p>	 <p>同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。</p>	 <p>当社指定の議決権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。詳細は次頁をご参照ください。</p>
<p>株主総会開催日時</p> <p>2022年6月20日（月） 午前10時</p>	<p>行使期限</p> <p>2022年6月17日（金） 午後5時30分到着</p>	<p>行使期限</p> <p>2022年6月17日（金） 午後5時30分まで</p>

機関投資家の皆さまへ 当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

新型コロナウイルス感染症への対応について

- 新型コロナウイルスの感染が終息しない状況に鑑み、郵送又はインターネットによる議決権行使をご活用いただきますようお願い申し上げます。(詳細は5～6ページをご覧ください)
 - ご自宅などからパソコンやスマートフォン等を用いて株主総会の模様をご覧いただける、株主総会インターネット参加（ライブ配信）を行いますので、ぜひご活用ください。(詳細は7～8ページをご覧ください)
- なお、インターネット参加の場合、会社法上の出席に該当しないため、当日の議決権行使や質問はできません。事前に、郵送又はインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。
- ご来場の株主様で体調が悪いように見受けられる方につきましては、運営スタッフがお声掛けをしてご入場をお控えいただく場合がございます。また、感染拡大予防のため、当社関係者によるマスクの着用のほか、株主様の検温・手指のアルコール消毒などの措置をとらせていただきますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。あわせてマスク着用のご協力をお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、以下のウェブサイトでお知らせいたします。

URL : <https://www.sevenbank.co.jp/ir/>



インターネットによる議決権行使

インターネットによる議決権行使方法についてご案内いたします。

行使期限

2022年6月17日（金）午後5時30分まで

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 | サイトへアクセスする



① 「次の画面へ」をクリック。

2 | ログインする



② 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。

③ 「ログイン」をクリック。

3 | パスワードを登録する



④ 「現在のパスワード」に「仮パスワード」を入力の上、新しいパスワードを「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方に入力。パスワードはお忘れにならないようご注意ください。

⑤ 「送信」をクリック。

以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使についての注意事項

- 毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止させていただきます。
- インターネットにより議決権を行使された場合は、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネットによるご登録の内容を有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- インターネットによって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主様のご負担となります。
- パソコン又はスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンの場合「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1

QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

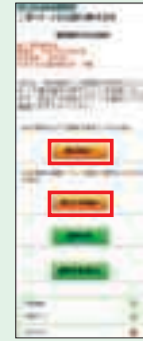
議決権行使書副票（右側）



2

議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



❗ **QRコードを読み取る方法での議決権行使は1回に限ります。**

2回目以降のログインの際は、左頁に記載のご案内にしたがってログインしてください。

画面のご案内にしたがって行使完了です。

システム等に関する
お問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）

 **0120-173-027**（受付時間 9:00～21:00）

「ネットで招集」のご案内

本招集通知の主要コンテンツをパソコン・スマートフォン等でもご覧いただけます。

閲覧方法

以下、ウェブサイトもしくはQRコードにアクセスしてご覧ください。

<https://s.srdb.jp/8410/>

※ QRコードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。



Provided by TAKARA Printing





株主総会インターネット参加（ライブ配信）のご案内

当日、株主総会の模様をインターネットによりライブ配信いたします。

1 配信日時

2022年6月20日（月曜日）午前10時～株主総会終了時刻まで

※当日の配信ページは、開始時間 30分前頃にアクセス可能になります。

2 視聴方法

下記URL（株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」）へアクセスしてください。（ログイン方法は次ページご参照ください。）株主様認証画面（ログイン画面）で必要となる「株主番号」をあらかじめご用意の上、アクセスをお願いいたします。

URL <https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

① ID：1110 + 株主番号

（株主番号は議決権行使書又は配当金関係書類等に記載されている数字8桁）

② パスワード：株主名簿上のご登録住所の郵便番号 + 2022

（郵便番号は3月末時点の数字7桁、ハイフン無し）

- 「株主番号」は議決権行使書を投函する前に必ずお手元にお控えください。
- 視聴は株主様本人のみに限定させていただきます。



インターネット参加にかかるご留意事項

- 当日の撮影は、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- インターネット参加によりライブ中継をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、インターネット参加を通じて株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議を行うことはできません。議決権行使は、事前に、郵送又はインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。
- 天変地異や新型コロナウイルス感染症の拡大、機材トラブル等により、ライブ配信が実施できなくなる可能性がございます。配信可否等につきましては、随時当社ウェブサイト等によりご案内させていただきます。
- ご使用のパソコン環境やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。
- Internet Explorerはご利用いただけませんのでその他のブラウザをご利用ください。
- ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

ライブ配信サイトに
関するお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
（土日祝日等を除く平日9:00～17:00、ただし、株主総会当日は9:00～株主総会終了まで）

 0120-676-808

ご参考

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」の
ログイン方法ご案内

- ① ログインIDとパスワードを入力してください。

※一番左のボックスへ「1110」をご入力いただきますと、一番右のボックスがグレーの表示となります。

- ② 利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。

- ③ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。

株主様認証画面（ログイン画面）



株主番号は議決権行使書用紙右下に記載されております。



「株主番号」(数字8桁、ハイフン無し)

- ④ 株主総会オンラインサイト (Engagement Portal) ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。



株主総会参考書類

第1号議案 || 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新設)	<p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

ご参考

第2号議案 || 取締役8名選任の件

現任取締役全員（7名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任の2名を含む、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	地位	当事業年度における 取締役会への出席状況
1	再任	ふなたけ やすあき 舟竹 泰昭	代表取締役社長	13回全て出席 (100%)
2	新任	まつはし まさあき 松橋 正明	専務執行役員	—
3	再任	ごとう かつひろ 後藤 克弘	取締役	13回のうち12回出席 (92.3%)
4	再任	き がわ まこと 木川 眞	社外取締役 独立役員	13回のうち12回出席 (92.3%)
5	再任	いたみ としひこ 伊丹 俊彦	社外取締役 独立役員	13回のうち12回出席 (92.3%)
6	再任	ふくお こういち 福尾 幸一	社外取締役 独立役員	13回全て出席 (100%)
7	再任	くろだ ゆきこ 黒田由貴子	社外取締役 独立役員	13回全て出席 (100%)
8	新任	たかとう えつひろ 高藤 悦弘	社外取締役 独立役員	—

1. 舟竹 泰昭 (1956年11月29日生)

再任



●所有する当社株式の数
214,700株

●略歴、地位

1980年 4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行
2001年 7月 株式会社新生銀行リテール業務推進部長
2001年12月 当社入社
2002年10月 当社事業開発部長
2006年 5月 当社業務開発部長
2006年 6月 当社執行役員業務開発部長
2008年 6月 当社取締役執行役員業務推進部長
2010年 6月 当社取締役常務執行役員企画部長
2013年 6月 当社取締役専務執行役員企画部長
2014年 4月 当社取締役専務執行役員
2016年 6月 当社取締役副社長執行役員
2018年 6月 当社代表取締役社長（現任）
2018年 6月 株式会社セブン・ペイ取締役

●担当

監査部

取締役候補者とした理由

舟竹泰昭氏は、当社代表取締役社長として、当社の経営全般を統括し、経営戦略を推進してきた豊富な経験と実績、見識を有しておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

ご参考

2. まつはし まさあき 松橋 正明 (1962年4月6日生)

新任



●所有する当社株式の数
13,700株

●略歴、地位

- 1983年 4月 日本電気エンジニアリング株式会社（現NECプラットフォームズ株式会社）入社
- 2002年 4月 日本電気株式会社入社
- 2003年 4月 当社入社
- 2009年 4月 当社ATMソリューション部長
- 2011年 6月 当社執行役員ATMソリューション部長
- 2015年 7月 当社常務執行役員ATMソリューション部長
- 2016年 4月 当社常務執行役員
- 2018年 6月 当社専務執行役員
- 2021年 7月 当社専務執行役員コーポレート・トランスフォーメーション部リーダー
- 2021年10月 当社専務執行役員（現任）

●担当

- セブン・ラボ
- コーポレート・トランスフォーメーション部

取締役候補者とした理由

松橋正明氏は、当社専務執行役員として、当社のIT戦略を統括し、経営戦略を推進してきた豊富な経験と実績、見識を有しておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

3. 後藤 克弘 (1953年12月20日生)

再任



● 略歴、地位

- 1989年 7月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社
- 2002年 5月 株式会社イトーヨーカ堂取締役
- 2004年 5月 同社常務取締役
- 2005年 9月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役
- 2006年 5月 株式会社ミレニアムリテイリング取締役
- 2009年 8月 株式会社そごう・西武取締役
- 2016年 5月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス代表取締役副社長（現任）
- 2017年 6月 当社取締役（現任）
- 2022年 3月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン取締役（現任）

● 所有する当社株式の数

30,000株

● 重要な兼職の状況

- 株式会社セブン&アイ・ホールディングス代表取締役副社長
- 株式会社セブン・イレブン・ジャパン取締役

取締役候補者とした理由

後藤克弘氏は、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの代表取締役及び株式会社セブン・イレブン・ジャパン取締役としての経験・見識を、現に当社経営に活かしていただいておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

ご参考

4. き が わ 木川 まこと 眞 (1949年12月31日生)

社外取締役

独立役員

再任



● 所有する当社株式の数 0株

● 略歴、地位

- 1973年 4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行
- 2004年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行） 常務取締役
- 2005年 4月 ヤマト運輸株式会社（現ヤマトホールディングス株式会社） 入社
- 2005年 6月 同社常務取締役
- 2006年 6月 同社代表取締役専務執行役員
- 2007年 3月 ヤマト運輸株式会社代表取締役社長 社長執行役員
- 2011年 4月 ヤマトホールディングス株式会社代表取締役社長 社長執行役員
- 2015年 4月 同社代表取締役会長
- 2016年 6月 株式会社小松製作所取締役（現任）
- 2018年 4月 ヤマトホールディングス株式会社取締役会長
- 2018年 6月 当社取締役（現任）
- 2019年 4月 ヤマトホールディングス株式会社取締役
- 2019年 6月 沖電気工業株式会社取締役（現任）
- 2019年 6月 ヤマトホールディングス株式会社特別顧問（現任）
- 2020年 4月 株式会社肥後銀行監査役
- 2022年 4月 同社取締役（現任）

● 重要な兼職の状況

- ヤマトホールディングス株式会社特別顧問
- 株式会社小松製作所社外取締役
- 沖電気工業株式会社社外取締役
- 株式会社肥後銀行社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

木川眞氏は、ヤマトホールディングス株式会社等の会社経営に携わってきた経験・見識を、現に当社経営に活かしていただいておりますので、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、会社経営の経験・見識を活かし、引続き経営方針及び業務運営に係る監督と助言をいただくことが期待されます。

5. いたみ伊丹 としひこ俊彦 (1953年9月2日生)

社外取締役

独立役員

再任



● 略歴、地位

- 1980年 4月 東京地方検察庁検事任官
- 2010年 6月 最高検察庁総務部長
- 2012年 7月 東京地方検察庁検事正
- 2014年 7月 最高検察庁次長検事
- 2015年12月 大阪高等検察庁検事長
- 2016年11月 弁護士登録・第一東京弁護士会所属（現任）
- 2016年11月 長島・大野・常松法律事務所顧問（現任）
- 2018年 6月 当社取締役（現任）
- 2018年 6月 戸田建設株式会社取締役（現任）
- 2020年 6月 株式会社 J P ホールディングス取締役（監査等委員）（現任）

● 所有する当社株式の数

0株

● 重要な兼職の状況

- 弁護士（長島・大野・常松法律事務所顧問）
- 戸田建設株式会社社外取締役
- 株式会社 J P ホールディングス社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

伊丹俊彦氏は、検事として長年培ってきた企業法務等に関する見識を、現に当社経営に活かしていただいております。同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、法曹の見識を活かし、引続き法令遵守及び内部統制に係る監督と助言をいただくことが期待されます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

ご参考

6. 福尾 幸一 (1955年4月17日生)

ふくお

こういち

社外取締役

独立役員

再任



● 略歴、地位

- 1978年 4月 本田技研工業株式会社入社
- 2005年 6月 同社執行役員
- 2010年 6月 同社常務執行役員
- 2014年 4月 同社専務執行役員
- 2014年 11月 株式会社本田技術研究所副社長
- 2015年 4月 同社代表取締役社長
- 2015年 6月 本田技研工業株式会社取締役専務執行役員
- 2018年 6月 当社取締役（現任）
- 2019年 6月 日立金属株式会社取締役（現任）

● 重要な兼職の状況

日立金属株式会社社外取締役

● 所有する当社株式の数

0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

福尾幸一氏は、本田技研工業株式会社等の会社経営に携わってきた経験・見識を、現に当社経営に活かしていただいておりますので、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、会社経営に携わってきた経験・見識を活かし、引き続き経営方針及び業務運営に係る監督と助言をいただくことが期待されます。

7. くろだ 黒田 ゆきこ 由貴子 (1963年9月24日生)

社外取締役

独立役員

再任



● 略歴、地位

- 1986年 4月 ソニー株式会社入社
- 1991年 1月 株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング代表取締役
- 2010年 6月 アステラス製薬株式会社監査役
- 2011年 3月 株式会社シーエーシー（現株式会社CAC Holdings）取締役
- 2012年 4月 株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング取締役・ファウンダー（現任）
- 2013年 6月 丸紅株式会社取締役
- 2015年 6月 三井化学株式会社取締役
- 2018年 6月 当社取締役（現任）
- 2018年 6月 テルモ株式会社取締役（現任）

● 所有する当社株式の数

0株

● 重要な兼職の状況

株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング取締役・ファウンダー
テルモ株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

黒田由貴子氏は、会社経営の経験及びグローバル人材の育成に係る見識を、現に当社経営に活かしていただいておりますので、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、会社経営の経験及びグローバル人材の育成に係る見識を活かし、引続き経営方針及び業務運営に係る監督と助言をいただくことが期待されます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

ご参考

8. たかとう 高藤 えつひろ 悦弘 (1957年2月6日生)

社外取締役

独立役員

新任



●所有する当社株式の数
0株

●略歴、地位

- 1979年 4月 味の素株式会社入社
- 2002年 8月 インドネシア味の素取締役社長
- 2007年 7月 味の素株式会社アミノ酸カンパニー加工用うま味調味料部長
- 2009年 6月 同社執行役員
- 2009年 6月 ブラジル味の素代表取締役社長
- 2013年 6月 味の素株式会社取締役常務執行役員
- 2013年 6月 タイ味の素取締役社長
- 2015年 1月 味の素アセアン地域統括社取締役社長
- 2015年 6月 味の素株式会社取締役専務執行役員
- 2016年 6月 同社食品事業本部長
- 2017年 6月 同社代表取締役専務執行役員
- 2019年 6月 同社取締役
- 2020年 6月 日本うま味調味料協会会長 (現任)
- 2021年 6月 味の素株式会社アドバイザー (現任)
- 2022年 3月 株式会社ミルボン取締役 (現任)

●重要な兼職の状況

- 味の素株式会社アドバイザー
- 株式会社ミルボン社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高藤悦弘氏は、味の素株式会社における会社経営、マーケティング及びグローバルな職務の経験・見識を有しておりますので、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、会社経営、マーケティング及びグローバルな職務の経験・見識を活かし、経営方針及び業務運営に係る監督と助言をいただくことが期待されます。

- (注) 1. 候補者後藤克弘氏は、当社の親会社である株式会社セブン&アイ・ホールディングスの代表取締役副社長及び株式会社セブン・イレブン・ジャパンの取締役を兼務しております。
その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
なお、候補者後藤克弘氏の選任が原案どおり承認可決された場合、同氏は非業務執行取締役となります。
2. 候補者木川眞氏、伊丹俊彦氏、福尾幸一氏、黒田由貴子氏及び高藤悦弘氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者が過去5年間に他の会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該会社の会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実は、次のとおりであります。
○木川眞氏は、2005年6月から2019年6月までヤマトホールディングス株式会社の取締役でしたが、その在任中、同社グループにおいて、昨今のEコマースの急拡大等により、体制の構築が追いつかない事態が発生し、それに伴い2017年2月より従業員の労働時間の実態を調査したところ、多くの従業員が休憩時間を十分に取得できていない等の問題を会社として認識できていなかったことが判明しました。これを重く見た同社は、「労務管理の改善と徹底」「ワークライフバランスの推進」等「働き方改革」を最優先の課題とし、様々な構造改革に取り組んでおります。
また、同社連結子会社であるヤマトホームコンビニエンス株式会社において、法人のお客さまの社員向け引越サービスで約款に反した不適切な請求があり、2019年1月、国土交通省より行政処分及び事業改善命令を受けました。同社は、ヤマトホームコンビニエンス株式会社において同様の事態を発生させないための体制構築等に取り組むとともに、グループ経営の健全性を高めるためのガバナンス強化に取り組んでいます。
- 福尾幸一氏は2019年6月に日立金属株式会社の社外取締役に就任し、現在に至っておりますが、在任期間中である2020年4月に、同社及び同社子会社の一部製品について、顧客に提出する検査成績書に不適切な数値の記載が行われていた等の事実が公表されました。福尾幸一氏は、当該事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。以前から取締役会及び監査委員会においてコンプライアンスの観点から発言を行ってまいりました。当該事実の判明後は、調査、顧客への対応等の進捗について報告を受けるとともに、再発防止に向けた品質コンプライアンスに関する各種施策の策定及び個々の施策の取組みについて監督及び提言を行う等、その職責を果たしております。
4. 候補者木川眞氏、伊丹俊彦氏、福尾幸一氏及び黒田由貴子氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、それぞれ4年となります。
5. 当社は、現在、候補者後藤克弘氏、木川眞氏、伊丹俊彦氏、福尾幸一氏及び黒田由貴子氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております（ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額といたします）。各氏の選任が原案どおり承認可決された場合、当該責任限定契約は引続き効力を有するものとしております。また、候補者高藤悦弘氏の選任が原案どおり承認可決された場合、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社親会社である株式会社セブン&アイ・ホールディングスは、同社及び当社を含む同社の子会社（一部の子会社を除く）の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2022年9月に更新が予定されております。
現任取締役である各候補者は当該保険契約の被保険者となっており、また、各候補者が当社取締役に就任又は再任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
なお、当社取締役、監査役及び執行役員に係る保険料は当社が負担しております。
7. 候補者木川眞氏、伊丹俊彦氏、福尾幸一氏及び黒田由貴子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に対し届け出ており、各氏の選任が原案どおり承認可決された場合、引続き、独立役員として届け出る予定であります。また、候補者高藤悦弘氏の選任が原案どおり承認可決された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に対し届け出る予定であります。
候補者木川眞氏は、ヤマトホールディングス株式会社の特別顧問及び株式会社肥後銀行の社外取締役を兼務しております。当社及び当社子会社は、ヤマトホールディングス株式会社の子会社及び株式会社肥後銀行とそれぞれ以下の取引があります。その金額の当社連結の直近事業年度における経常費用の合計又は経常収益の合計に占める割合はいずれも1%未満であり、主要な取引先に該当しません。
- ・当社及び当社子会社は、ヤマトホールディングス株式会社の子会社に対し運送費等の支払いがあります。
 - ・当社子会社は、ヤマトホールディングス株式会社の子会社よりシステム利用費等の支払いを受けております。
 - ・当社は、株式会社肥後銀行とATM提携取引があり、手数料等の支払いを受けております。
8. 候補者黒田由貴子氏の戸籍上の氏名は、松本由貴子であります。

(ご参考) 取締役・監査役のスキル・マトリックス

取締役・監査役の役割は、銀行業務の社会的な責任・使命を十分理解したうえで、業務執行の監督と監査により適切な経営管理を実現することと考えています。

その役割を適切に果たすために、取締役・監査役の選任に当たっては、スキル・マトリックスを活用し、多様なスキルや専門性を保有するメンバーでバランス良く構成しています。

役職	氏名	企業経営	営業・マーケティング	商品開発・IT	グローバル	人事・労務	財務・ファイナンス	法務・リスクマネジメント
代表取締役社長	舟 竹 泰 昭	○	○			○	○	
専務執行役員	松 橋 正 明	○	○	○				
取締役	後 藤 克 弘	○	○	○				
社外取締役 (独立役員)	木 川 眞	○				○	○	○
社外取締役 (独立役員)	伊 丹 俊 彦					○		○
社外取締役 (独立役員)	福 尾 幸 一	○	○	○	○			
社外取締役 (独立役員)	黒 田 由 貴 子	○			○	○		
—	高 藤 悦 弘	○	○		○			

常勤監査役	石 黒 和 彦			○				○
常勤監査役	酒 井 良 次				○		○	○
社外監査役 (独立役員)	寺 島 秀 昭					○		○
社外監査役 (独立役員)	唐 下 雪 絵			○			○	

第3号議案 || 補欠監査役1名選任の件

本総会開催の時をもって、2021年6月21日開催の第20回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役江田千重子氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、あらかじめ、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、本件選任を取消することができるものとさせていただきます。

本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

おがわ ち え こ
小川 千恵子 (1963年2月14日生)



● 略歴、地位

- 2005年 4月 公認会計士登録
- 2006年 4月 監査法人日本橋事務所入所
- 2009年 6月 リソース・グローバル・プロフェッショナル・ジャパン株式会社入社
- 2010年 9月 米国ワシントン州公認会計士登録
- 2014年 2月 税理士登録
- 2014年 4月 小川公認会計士事務所所長（現任）
- 2016年 4月 埼玉県戸田市代表監査委員（現任）
- 2017年 6月 株式会社ヨロズ取締役（監査等委員）（現任）

● 重要な兼職の状況

- 公認会計士・税理士（小川公認会計士事務所所長）
- 埼玉県戸田市代表監査委員
- 株式会社ヨロズ社外取締役（監査等委員）

● 所有する当社株式の数

0株

補欠の社外監査役候補者とした理由等

小川千恵子氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての国際的な見識を、当社経営の監査に活かしていただくことが期待できますので、補欠の社外監査役候補者として適任であると判断いたしました。

- (注) 1. 候補者小川千恵子氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。
2. 候補者小川千恵子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 候補者小川千恵子氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です（ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額といたします）。
4. 当社親会社である株式会社セブン&アイ・ホールディングスは、同社及び当社を含む同社の子会社（一部の子会社を除く）の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2022年9月に更新が予定されております。
候補者は当社監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。
なお、当社取締役、監査役及び執行役員に係る保険料は当社が負担しております。
5. 候補者小川千恵子氏が社外監査役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対し届け出る予定であります。

以上

(ご参考) 社外役員の独立性について

1. 社外役員の独立性に関する基準

- (1)親会社又は兄弟会社の業務執行者（過去その立場にあった者を含む。以下同じ）ではないこと。
- (2)当社を主要取引先とする者ないしその業務執行者又は当社主要取引先若しくはその業務執行者ではないこと。
- (3)当社から役員報酬以外に多額の金銭等を得ているコンサルタント・会計専門家・法律専門家又は団体に所属していた者ではないこと。
- (4)当社の主要株主又はその業務執行者でないこと。
- (5)上記の近親者、当社業務執行者の二親等内の血族・姻族ではないこと。

2. その他独立役員に関する事項

当社では独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

1 企業集団の現況に関する事項

1. 企業集団の事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当社グループは、当社、連結子会社8社（FCTI, Inc.、PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL、株式会社バンク・ビジネスファクトリー、株式会社セブン・ペイメントサービス、Pito AxM Platform, Inc.、株式会社セブン・グローバルレミット、株式会社ACS iON、株式会社Credd Finance）及び関連会社4社（株式会社セブン・ペイ、TORANOTEC株式会社、TORANOTEC投信投資顧問株式会社、株式会社メタップスペイメント）の計13社で構成され、国内外における各事業を推進しております。

国内事業においては、ATMサービス及び金融サービス等の提供を行っております。また、海外事業においては米国、インドネシア、フィリピンでATMサービスの提供を行っております。

(1)国内事業セグメント

ATMサービスの提供については、セブン&アイHLDGS.グループ各社のセブン・イレブン、イトーヨーカドー等の店舗をはじめ、空港や駅、金融機関店舗等にATMを設置し、多くの国内金融機関等と提携することで、原則24時間365日稼働する利便性の高いATMネットワークを介して、多くのお客さまにATMサービスを展開しております。

金融サービス等の提供については、当社に口座をお持ちのお客さまを対象に、普通預金や定期預金、ローンサービス、海外送金サービス、デビットサービス等の身近で便利な口座サービスに加え、当社グループの知見活用や外部企業との連携により、様々なお客さまのニーズに応えた金融サービスを展開しております。

(2)海外事業セグメント

当社連結子会社のFCTI, Inc.は米国において、セブン・イレブン店舗へのATM設置をはじめとするATMサービスを展開しております。

インドネシアにおける当社連結子会社のPT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONALは現地でのATMサービスを展開しております。また、フィリピンにおける当社連結子会社のPito AxM Platform, Inc.は、セブン・イレブン店舗へATMを設置し、ATMサービスを展開しております。

以上のように、多様化する社会の変化を大きなビジネス機会と捉え、社会価値・企業価値双方の持続的な創出を目指し、事業・サービスの多角化に向けた取組みを推進しております。

経済金融環境

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響が長期化する中、ワクチン接種率の向上や各種施策等の効果により、一部に弱さが見られたものの、緩やかに持ち直しの動きが続きました。しかしながら、新たな変異株（オミクロン株）による感染拡大、原材料価格の上昇等の影響もあり、依然として先行き不透明な状況で推移しております。

事業の経過及び成果

① 国内事業セグメント

当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から引続き厳しい状態にありましたが、預貯金金融機関の取引件数が持ち直したことに加え、当社ATMを利用した各種キャッシュレス決済への現金でのチャージ取引件数が順調に増加したことにより、ATM総利用件数は前年同期を大きく上回る水準で推移いたしました。

ATMの運営代替やグループ外への積極的な設置を通じ、いつでもどこでもサービスが受けられる環境づくりに加え、ATMによるマイナンバーカードの健康保険証利用申込み、実証実験としてATM本人確認サービスを開始し、「ATM+（プラス）」への進化を着実に進めております。

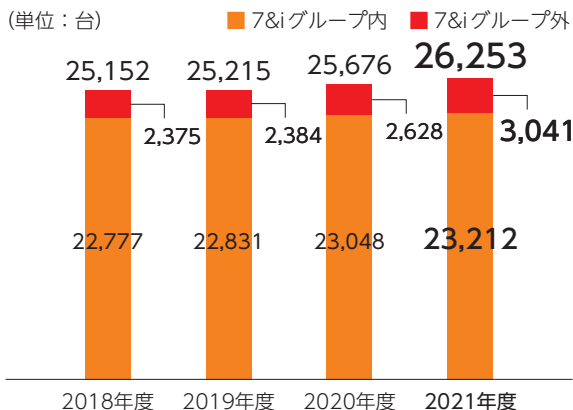
2022年3月末現在のATM設置台数は26,253台（2021年3月末比2.2%増）、当連結会計年度のATM1日1台当たり平均利用件数は96.5件（前連結会計年度比6.5%増）、ATM総利用件数は910百万件（同8.8%増）となりました。

なお、2022年3月末現在の提携金融機関等は620社（注）、第4世代ATMの2022年3月末時点での設置台数は10,178台（2021年3月末比69.0%増）となりました。

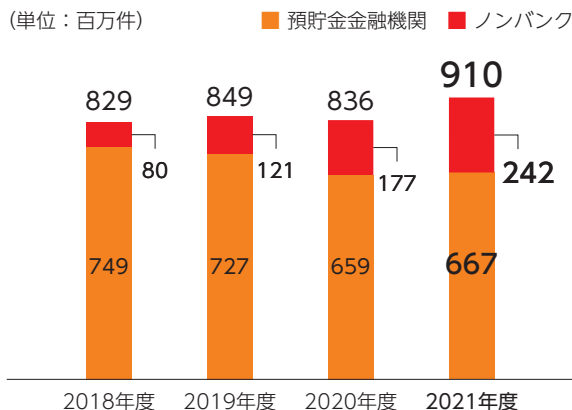
新型コロナウイルス感染症の影響、原材料価格の動向等により、依然として先行き不透明な事業環境が予想されますが、ATMの社会的価値を現金プラットフォームから「ATM+」へと進化させ、社会の変化・お客さまニーズの変化に柔軟に対応したATMプラットフォーム戦略を今後も推進してまいります。

（注）J Aバンク及びJ Fマリンバンクについては、業態としてそれぞれ1つとしております。

ATM設置台数の推移（国内）



ATM総利用件数の推移（国内）



また、スマートフォンアプリ「Myセブン銀行」は、オンラインでの本人確認に対応し最短10分で口座開設ができる即時口座開設サービスに加え、シンプルで使いやすいUI・UXを高く評価いただき、2022年3月末現在、累計ダウンロード数は151万件となっております。個人のお客さまの預金口座数は2,528千口座（2021年3月末比6.9%増）と順調に増加し、個人向け預金残高は5,507億円（同6.1%増）、個人向けローンサービスの残高は280億円（同15.3%増）となりました。

2021年9月21日より「セブン銀行後払いサービス」を開始しており、2022年3月末までの累計取扱高は210億円となりました。

また、2022年2月に、株式会社スマートプラスと共同でセブン銀行口座保有者へ証券取引サービスを提供することに合意、金融仲介業者として「Myセブン銀行」アプリを通じたサービスの開始に向け準備を進めております。

当社は社会の変化をビジネス機会と捉え、これまで培ったノウハウに加え、外部企業とも連携し、さまざまなお客さまのニーズに応じた新たな金融サービスを提供することを目指してまいります。

② 海外事業セグメント

当社連結子会社のFCTI, Inc.は、第1四半期に実施された米国政府による給付金支給等の景気刺激策によるATM利用件数の押し上げ効果があったものの、新型コロナウイルス感染症の長期化による影響を受け、前年同期を下回るATM利用件数となりました。米国セブン・イレブン店舗以外に設置している低採算ATMを計画的に整理し、2021年12月末時点でATM設置台数は9,004台（2020年12月末比3.8%減）、うち米国セブン・イレブン店舗内設置ATMは8,688台（同1.5%増）となりました。

また、FCTI, Inc.の連結対象期間（2021年1～12月）の業績は、以前より実施している米国セブン・イレブン店舗以外に設置している低採算ATMの整理に加え、第3四半期以降の新型コロナウイルスの感染再拡大に伴うATM利用件数の減少等により、経常収益206.3百万米ドル（前年同期間比9.1%減）、経常利益16.4百万米ドル（同28.2%減）、当期純利益35.9百万米ドル（同45.9%増）となりました。

インドネシアにおける当社連結子会社PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONALは、コロナ禍においても堅調に事業を推進し、2021年12月末時点のATM設置台数は2,551台（2020年12月末比249.4%増）と大幅に増加しております。

また、フィリピンにおける当社連結子会社Pito AxM Platform, Inc.は、2021年2月にATM運営事業を開始し、フィリピン国内のセブン・イレブン店舗へATM設置を行い、2021年12月末時点のATM設置台数は1,249台となっております。

③ 経営成績

当連結会計年度の当社連結業績は、A T M総利用件数は増加したものの、銀行向けの新たなA T M受入手数料体系の導入、第4世代A T Mを含む将来へ向けた成長投資・費用増加を主因に経常収益136,667百万円（前連結会計年度比0.4%減）、経常利益28,255百万円（同20.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益20,827百万円（同19.6%減）となりました。

なお、セブン銀行単体業績は、経常収益110,298百万円（前年度比1.2%減）、経常利益28,412百万円（同17.8%減）、当期純利益18,135百万円（同14.5%増）となりました。

④ 資産、負債及び純資産の状況

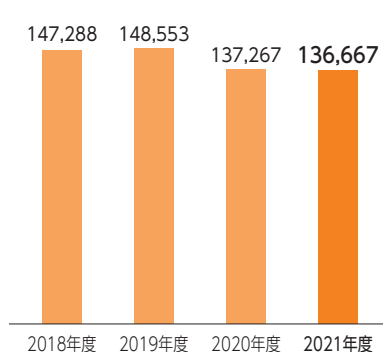
総資産は1,221,623百万円となりました。そのうちA T M運営のために必要な現金預け金が931,404百万円と過半を占めております。その他、主に為替決済、日本銀行当座貸越取引等の担保として必要な有価証券が89,945百万円、提携金融機関への一時的な立替金であるA T M仮払金が84,461百万円となっております。

負債は977,509百万円となりました。このうち主なものは預金であり、その残高は（譲渡性預金を除く）789,937百万円となっております。このうち、個人向け普通預金残高が423,038百万円、個人向け定期預金残高が127,720百万円となっております。

純資産は244,113百万円となりました。このうち利益剰余金は176,549百万円となっております。

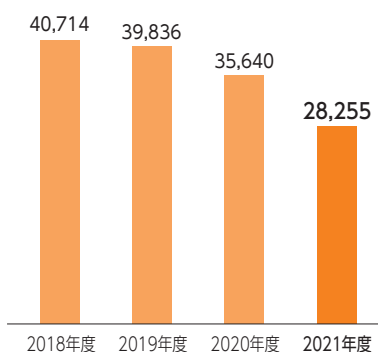
連結経常収益

(単位：百万円)



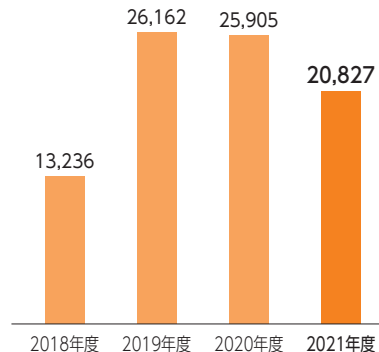
連結経常利益

(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



企業集団が対処すべき課題

当社は2001年の創業以来、「いつでも、どこでも、だれでも、安心して」ご利用いただけるA T Mサービスを追求することで着実かつ堅実に成長を実現してまいりました。しかし、デジタル化、キャッシュレス化の流れが着実に進行する中で、新型コロナウイルス感染症の拡大が社会・経済を揺るがし、その流れを大きく加速させることになりました。コロナ禍において、お客さまの行動様式もお客さまが企業に求める価値も大きく変化しています。一方で、気候変動による自然災害のリスクは地球規模で高まりつつあり、持続可能な社会を実現するための企業経営の在り方も大きく問われています。

こうした大きな事業環境の変化に対応するため、当社は昨年度、存在意義（パーパス）【お客さまの「あったらいいな」を超えて、日常の未来を生みだし続ける。】を再定義し、更には、持続的成長を果たすための中期経営計画（2021年度～2025年度）を策定し、公表しました。

当社グループは、これらの環境変化を更なる変革と飛躍のチャンスと捉えており、以下の課題に対処することにより、当社グループの持続的成長を実現し、お客さまや社会に必要とされる企業であり続けたいと考えております。

<国内事業セグメント>

■A T Mプラットフォーム戦略

・これまで当社が中核事業としてきたA T Mの現金プラットフォーム事業は現在、大きな転換点を迎えております。キャッシュレス化の加速に伴い金融機関の現金入出金取引は減少傾向が続いておりますが、一方でQRコード決済等事業会社の現金チャージ取引等は大きく増加し、結果として当社のA T M取引件数は新型コロナウイルス感染症が蔓延する以前（前々年）の平均利用件数を上回って推移しております。このような利用動向を分析すると、やはり日本では依然として根強い現金取引ニーズがあると考えられます。当社は決済環境の変化は新しいA T Mサービスが生まれるチャンスであるとの認識のもと、引続きお客さまに安心で便利なサービスを提供する取組みを続けてまいります。

・2019年9月に設置を開始し、入替を進めてきた第4世代A T Mは全台数の4割に達しております。第4世代A T Mの新たに実装した機能（本人認証機能、スキミング機能等）を活用し、行政・医療・金融サービス等の分野において、現金取引に留まらない新しいA T Mサービスを本格的に展開してまいります。

■リテール戦略

・金融リテール分野では従来の金融機関等に加え、Fintech企業等様々な企業がひしめき合い競争が激化しています。当社は、セブン&アイグループとの連携強化と流通グループ発祥の銀行ならではのユニークな金融商品を開発・提供する取組みを拡大してまいります。

■法人戦略

・当社が創業来蓄積し、当社が強みとしている銀行品質の事務処理能力や安心・安全な資金管理・資金移動の仕組み、認証などのセキュリティの高いテクノロジーについて、金融機関や一般事業者提供サービスの拡大を図ってきました。昨今、進化するDXの技術をいち早く取り入れ、外部事業者とも協力しながら事業規模の拡大に努めてまいります。

<海外事業セグメント>

■海外戦略

・米国の当社連結子会社のFCTI, Inc.は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化から利用件数は未だ回復途上にあります。低採算ATMの整理が進み、安定して利益を確保できる財務体質が実現できました。一方で、今後予想される米国金利の上昇により調達コスト増が懸念されますが、金融デリバティブを活用したコスト上昇への歯止め、ATM機内現金の圧縮対策などにより金利市場の影響を最小化する手段を講じてまいります。同時に約9,000台のATMネットワークを活用した新たな金融サービスを提供してまいります。

・アジアでは、インドネシア・フィリピンの2カ国でATMサービスを展開し、ATM設置台数拡大を加速しております。両国では、利用者にとって日常生活に必要なATMが十分に設置されていないため、引続き高い需要が見込まれます。両国におけるATMネットワーク網の整備を進め、その後、ATMを入り口とした多層的な金融サービスの実現に取り組んでまいります。

<持続可能な社会の実現>

・当社グループはサステナビリティを長期的な経営戦略の根幹と位置付け、2021年には「サステナビリティ推進基本方針」を制定するとともに「サステナビリティ委員会」を設置し、全社的な推進体制の見直しを図っております。2019年度に設定した「5つの重点課題」(注)では、事業活動を通じた環境・社会課題の解決と事業競争力強化の両立を目的とし、これまでの取り組みを発展させてまいります。

(注) 5つの重点課題

- ・安心・安全な決済インフラの提供
- ・新しい金融サービスを通じた生活創造
- ・誰もが活躍できる社会づくり
- ・環境負荷の軽減
- ・多文化共生の実現

当社グループを取り巻く環境は大きく変化しております。当社グループが創業から大事にしてきた常にお客さまの想いに寄り添い、お応えする姿勢はこれからも変わることはありません。

「近くて便利」・「信頼と安心」を実現するユニークな銀行グループとして、独創的で新しい価値を創造するため挑戦を続けてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2. 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	147,288	148,553	137,267	136,667
経常利益	40,714	39,836	35,640	28,255
親会社株主に帰属する当期純利益	13,236	26,162	25,905	20,827
包括利益	13,051	25,939	25,605	22,163
純資産額	212,890	222,833	234,676	244,113
総資産	1,141,926	1,085,885	1,197,158	1,221,623

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預金	679,730	686,633	784,892	792,751
定期性預金	231,503	231,971	240,346	229,097
その他	448,226	454,662	544,545	563,654
社債	135,000	105,000	105,000	105,000
貸出金	23,439	23,528	24,350	28,203
個人向け	22,688	23,283	24,300	27,953
中小企業向け	—	—	—	—
その他	751	244	50	250
商品有価証券	—	—	—	—
有価証券	92,728	80,826	91,173	111,167
国債	—	—	—	—
その他	92,728	80,826	91,173	111,167
総資産	1,145,511	1,091,287	1,192,358	1,209,040
内国為替取扱高	36,717,770	37,273,102	37,065,517	38,152,148
外国為替取扱高	百万ドル 524	百万ドル 598	百万ドル 636	百万ドル 526
経常利益	43,059	45,013	34,593	28,412
当期純利益	14,572	27,675	15,825	18,135
1株当たり当期純利益	円銭 12 23	円銭 23 42	円銭 13 44	円銭 15 42

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 企業集団の使用人の状況

	当年度末	
	国内事業	海外事業
使用人数	736人	175人

(注) 使用人数は、役員、執行役員、連結会社外への出向者、パート社員、派遣スタッフを除き、連結会社外からの出向者を含めた使用人数であります。

4. 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

(イ) 主要な営業所及び営業所数

東京都	主要な営業所	当年度末
	本店 他	店 うち出張所 18 (-)

(注) 1. 東京都の営業所数の中に、本店と所在地を同一とする17の仮想支店（個人向け12支店、法人向け5支店）を含んでおります。

2. 上記のほか、当社連結子会社である株式会社セブン・グローバルレミットの営業所1店（名古屋出張所）があります。

3. 上記のほか、当年度末において店舗外ATMを24,368か所設置しております。

(ロ) 銀行代理業者の一覧

名称	主たる営業所又は事業所の所在地	銀行代理業務 以外の主要業務
りらいあコミュニケーションズ株式会社	東京都渋谷区代々木二丁目6番5号	電話代理応答業務
株式会社セブン・グローバルレミット	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	外国人居住者向け 資金移動業
株式会社セブン・ペイメントサービス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	送金・決済サービス

(ハ) 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

ロ 国内事業

株式会社バンク・ビジネスファクトリー：本社（神奈川県横浜市）

株式会社セブン・ペイメントサービス：本社（東京都千代田区）

株式会社セブン・グローバルレミット：本社（東京都千代田区）

株式会社ACSION：本社（東京都千代田区）

株式会社Credd Finance：本社（東京都千代田区）

八 海外事業

FCTI, Inc. : 本社 (アメリカ合衆国)

PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL : 本社 (インドネシア共和国)

Pito AxM Platform, Inc. : 本社 (フィリピン共和国)

5. 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

報告セグメント		金額
国内事業		19,612
海外事業		4,100
合計		23,712

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産及び無形固定資産への投資額の総額（仮勘定からの振替は除く）を表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

報告セグメント	内容	金額
国内事業	A T M	7,898
	ソフトウェア	9,918

- (注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

6. 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	親会社が有する当社の議決権比率	その他
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	東京都千代田区	純粋株式会社	百万円 50,000	% 46.27 (46.27)	(注2)

- (注) 1. 議決権比率欄の()内は、間接保有割合であります。
2. 親会社との間でグループ経営に関連した契約は締結しておりません。
なお、当社とは預金取引関係等があります。

□ 子会社等の状況

(年度末現在)

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
FCTI, Inc.	アメリカ合衆国カリフォルニア州	A T M 運 営 事 業	百万米ドル 19	100.00 %	—
PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL	インドネシア共和国ジャカルタ首都特別州	A T M 運 営 事 業	億インドネシアルピア 6,903	85.48	—
株式会社バンク・ビジネスファクトリー	神奈川県横浜市	事務受託業	百万円 250	100.00	—
株式会社セブン・ペイメントサービス	東京都千代田区	送金・決済サービス	百万円 475	100.00	—
Pito AxM Platform, Inc.	フィリピン共和国マニラ首都圏マカティ市	A T M 運 営 事 業	百万フィリピンペソ 1,500	100.00	—
株式会社セブン・グローバルレミット	東京都千代田区	外国人居住者向け資金移動業	百万円 100	100.00	—
株式会社ACS iON	東京都千代田区	本人確認及び不正検知プラットフォーム事業	百万円 349	58.25	—
株式会社Credd Finance	東京都千代田区	外国人居住者向け貸金業	百万円 100	60.00	—

(注) 上記のほか、持分法適用の関連法人等が4社あります。

7. 事業譲渡等の状況

該当ありません。

8. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

1. 会社役員（取締役及び監査役）の状況

（年度末現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
二子石 謙 輔	代表取締役会長		—
舟 竹 泰 昭	代表取締役社長 〔担当〕 監査部		—
後 藤 克 弘	取 締 役	株式会社セブン&アイ・ホールディングス代表取締役副社長、 株式会社セブン・イレブン・ジャパン取締役	—
木 川 眞	取 締 役（社外）	ヤマトホールディングス株式会社特別顧問、 株式会社小松製作所社外取締役、 沖電気工業株式会社社外取締役、 株式会社肥後銀行社外監査役	（注1）
伊 丹 俊 彦	取 締 役（社外）	弁護士（長島・大野・常松法律事務所顧問）、 戸田建設株式会社社外取締役、 株式会社J Pホールディングス社外取締役（監査等委員）	（注1）
福 尾 幸 一	取 締 役（社外）	日立金属株式会社社外取締役	（注1）
黒 田 由 眞 子	取 締 役（社外）	株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング 取締役・ファウンダー、 テルモ株式会社社外取締役	（注1）
石 黒 和 彦	常 勤 監 査 役	サインポスト株式会社社外監査役	—
酒 井 良 次	常 勤 監 査 役		—
寺 島 秀 昭	監 査 役（社外）	弁護士（晴海協和法律事務所）、 専修大学法科大学院教授	（注1）
唐 下 雪 絵	監 査 役（社外）	フェリーチェコンサルティング株式会社代表取締役、 公認会計士（公認会計士唐下雪絵事務所所長）	（注1） （注2）

（注）1. 木川眞氏、伊丹俊彦氏、福尾幸一氏、黒田由眞子氏、寺島秀昭氏及び唐下雪絵氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

2. 唐下雪絵氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

ご参考

2. 会社役員に対する報酬等

イ 役員区分ごとの報酬額の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の支給人数

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等の総額	固定報酬	変動報酬（業績連動報酬等）	
			基本報酬	賞与	業績連動型 株式報酬 (非金銭報酬等)
取締役	7名	223	139	40	43
監査役	5名	67	67	—	—
計	12名	290	206	40	43

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 業績連動型株式報酬の記載金額は、当事業年度の費用計上額を記載しております。
 3. 当社は、2020年8月11日付で、株式報酬型ストック・オプションを業績連動型株式報酬制度に移行することにより、一体的に株式報酬制度を管理・運営しております。取締役が付与済みである株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権のうち未行使のものについては、当該取締役において権利放棄することとし、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、権利放棄した新株予約権の目的となる株式数に相当するポイント（総数860,000株相当）を業績連動型株式報酬制度において付与しております。当該ポイントは、移行前の株式報酬型ストック・オプションと同じく基本的に退任後に初めて当社株式の交付が行われるものであり、また、移行前の株式報酬型ストック・オプションの報酬額の開示が行われているため、上記の業績連動型株式報酬の金額の欄に含んでおりません。

ロ 役員報酬の考え方と役員報酬制度（会社法第361条第7項の方針の内容の概要）

(イ) 役員報酬に関する基本方針

当社は、役員報酬について、以下の考えに基づき決定します。

- ・企業価値の持続的な向上を促進し、会社業績との連動を重視した報酬制度であること
- ・業務執行及び監督の役割を適切に担う優秀な人材を確保でき、職責に応じた適切な報酬体系・報酬水準であること
- ・客観性・透明性あるプロセスにより決定され、公平・公正な報酬制度であること

(ロ) 当事業年度に係る役員の個人別の報酬等の決定の方法

当社では、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役2名及び代表取締役2名の合計4名から構成される指名・報酬委員会を設置しております。取締役の報酬等の具体的な支給額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、指名・報酬委員会が取締役会に提案し、取締役会の決議により決定しております。指名・報酬委員会の開催にあたっては、議論のプロセス把握の観点により、監査役が議決権を持たないオブザーバーとして参加できるものとしております。この手続は「役員規程」に定められており、「役員規程」は取締役会が監査役と協議のうえ、その決議によって変更又は改廃されます。

監査役の報酬等は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議にて決定しております。

(ハ) 報酬体系

当社の役員報酬体系は、固定報酬である「基本報酬」と、変動報酬である「賞与」及び「業績連動型株式報酬」で構成され、以下のとおり適用します。

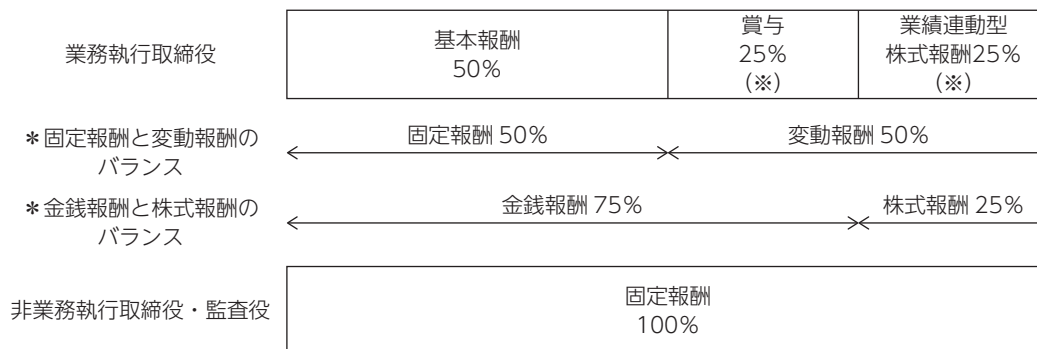
	固定報酬		変動報酬	
	(a) 基本報酬	(b) 賞与	(c) 業績連動型株式報酬	
業務執行取締役	○	○	○	
非業務執行取締役	○	—	—	
監査役	○	—	—	

各制度の位置付けは以下のとおりとします。

(a) 基本報酬	役位に応じ着実に職務を遂行することを促すための報酬
(b) 賞与	中長期的な企業価値向上に向けた各事業年度の業績目標(マイルストーン)を着実に達成するための短期インセンティブ
(c) 業績連動型株式報酬	株主との利害共有を図り、中長期的に企業価値を高めるための中長期インセンティブ

各制度の割合は、固定報酬と変動報酬のバランス、金銭報酬と株式報酬のバランス、及び短期・中長期のバランスのとれた視点を持ち経営を担うための賞与と株式報酬のバランス等を考慮し、指名・報酬委員会が取締役に提案し、取締役会の決議により以下のとおり決定しています。

また、非業務執行取締役及び監査役は、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督するという役割を考慮し、固定報酬のみとします。



(※) 賞与及び業績連動型株式報酬が基準報酬額である時を前提として算出しております。

(二) 報酬水準

当社の役員報酬水準は、優秀な人材を確保できるよう競争力ある報酬水準とすべく、外部専門機関の客観的な報酬水準データの中から、当社と同規模の企業群及び同業種の企業群の報酬水準データを分析・比較し、指名・報酬委員会が取締役に提案し、取締役会の決議により決定しています。

(ホ) 変動報酬の内容及び算定方法

・賞与

短期インセンティブとなる賞与は、役位別に定められる基準額に対し、前事業年度の連結業績目標に応じた業績連動係数を乗じて決定します。

・業績連動型株式報酬

中長期インセンティブとなる業績連動型株式報酬は、役位別に付与するポイント数が定められる「固定部分」と、役員及び業績に応じ付与するポイント数が変動する「業績連動部分」で構成されます。いずれも在任期間中、毎年ポイントを付与・累積し、退任時にポイントの累積値に相当する当社株式を交付します。業績連動部分は、役位別に定められるポイント数に対し、連結業績目標達成度に応じた業績連動係数を乗じてポイント数（交付株式数）を決定します。

・変動報酬の評価指標（業績指標）及び評価方法

売上規模及び収益性の両面からバランスのとれたものとすべく、連結経常収益及び連結経常利益を評価指標としております。

制度		指標及び評価方法
賞与		<ul style="list-style-type: none">「本業を伸ばしつつ事業の多角化」を実践するという経営戦略を踏まえ、中長期的な企業価値向上に向けた業績目標(マイルストーン)達成状況・プロセスに基づき評価前事業年度の連結経常収益、連結経常利益の目標達成状況に基づき定量的に評価基準額の0%～200%の範囲で支給額を決定
業績連動型 株式報酬	固定部分	—
	業績連動部分	<ul style="list-style-type: none">「本業を伸ばしつつ事業の多角化」を実践するという経営戦略を踏まえ、中長期的な企業価値向上の結果に基づき評価前事業年度の連結経常収益、連結経常利益等の目標達成状況に基づき定量的に評価基準ポイントの0%～200%の範囲でポイント数（交付株式数）を決定

・変動報酬にかかる評価指標の目標と実績
 当事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

評価指標	目標値（百万円）	実績値（百万円）	目標達成度（%）
連結経常収益	137,600	136,667	99.3%
連結経常利益	28,300	28,255	99.8%

ハ 会社法第361条第7項の方針の決定の方法

役員報酬の考え方と役員報酬制度は、指名・報酬委員会が取締役会に提案し、取締役会の決議により決定しております。

ニ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が会社法第361条第7項の方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が取締役の個人別の報酬等の内容と決定方針との整合性を多角的に審議しているため、取締役会もその提案を尊重し決定方針に沿うものと判断しております。

ホ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ・2008年6月18日：監査役の報酬額を年額100,000,000円以内とする。（決議時点における監査役の員数：4名）
- ・2012年6月19日：取締役の報酬額を年額350,000,000円以内（うち社外取締役分年額60,000,000円以内）とする。（決議時点における取締役の員数：10名。うち社外取締役4名）
- ・2020年6月22日：取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く）の報酬として、取締役報酬限度額とは別枠で、3事業年度ごとに4億円を上限として業績連動型株式報酬を支給する。また、取締役に毎年付与されるポイント数（株式数）の上限は1年当たり40万ポイント（株）とする。ただし、2020年度においては、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、別途上限4億円(上限90万ポイント（株）)をこれに加える。（決議時点における取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く）の員数：2名）

3. 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
後藤 克弘 木川 眞 伊丹 俊彦 福尾 幸一 黒田 由真子 石黒 和彦 酒井 良次 寺島 秀昭 唐下 雪絵	会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額としております。

4. 補償契約

該当ありません。

5. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

該当ありません。

- (注) 当社親会社である株式会社セブン&アイ・ホールディングスは、同社及び当社を含む同社の子会社（一部の子会社を除く）の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役、監査役及び執行役員に係る保険料は全額当社が負担しております。
- 被保険者である当社役員が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）について補填することとしております。
- ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

3 社外役員に関する事項

1. 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
木川 眞	ヤマトホールディングス株式会社特別顧問、株式会社小松製作所社外取締役、 沖電気工業株式会社社外取締役、株式会社肥後銀行社外監査役 兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
伊丹 俊彦	弁護士（長島・大野・常松法律事務所顧問）、戸田建設株式会社社外取締役、 株式会社J Pホールディングス社外取締役（監査等委員） 兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
福尾 幸一	日立金属株式会社社外取締役 兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
黒田 由貴子	株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング取締役・ファウンダー、 テルモ株式会社社外取締役 兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
寺島 秀昭	弁護士（晴海協和法律事務所）、専修大学法科大学院教授 兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
唐下 雪絵	フェリーチェコンサルティング株式会社代表取締役、 公認会計士（公認会計士唐下雪絵事務所所長） 兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

2. 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
木川 眞	2018年6月から現在まで	当年度開催の取締役会 13回のうち12回出席	会社経営者としての経験・見識から、経営方針、業務運営等について、積極的な提言・意見表明を行う等、当社が期待する役割を果たしております。
伊丹 俊彦	2018年6月から現在まで	当年度開催の取締役会 13回のうち12回出席	法曹としての経験・見識から、経営方針、業務運営面の法令遵守、内部統制を重視した、積極的な提言・意見表明を行う等、当社が期待する役割を果たしております。
福尾 幸一	2018年6月から現在まで	当年度開催の取締役会 13回全て出席	会社経営者としての経験・見識から、経営方針、業務運営等について、積極的な提言・意見表明を行う等、当社が期待する役割を果たしております。
黒田 由貴子	2018年6月から現在まで	当年度開催の取締役会 13回全て出席	会社経営者としての経験・見識から、経営方針、業務運営等について、積極的な提言・意見表明を行う等、当社が期待する役割を果たしております。
寺島 秀昭	2019年6月から現在まで	当年度開催の取締役会 13回全て出席 当年度開催の監査役会 14回全て出席	法曹としての経験・見識から、経営方針、業務運営等について、積極的な提言・意見表明等を行っております。
唐下 雪絵	2019年6月から現在まで	当年度開催の取締役会 13回全て出席 当年度開催の監査役会 14回全て出席	公認会計士、会計・システムのコンサルタント、経営者としての経験・見識から、経営方針、業務運営等について、積極的な提言・意見表明等を行っております。

3. 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	69	—

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

4. 社外役員の意見

該当ありません。

4 当社の株式に関する事項

1. 株式数
- | | | |
|----------|------|-------------|
| 発行可能株式総数 | 普通株式 | 4,763,632千株 |
| 発行済株式の総数 | 普通株式 | 1,179,308千株 |
2. 当年度末株主数 173,722名
3. 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	千株 453,639	% 38.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	93,355	7.91
株式会社イトーヨーカ堂	46,961	3.98
株式会社ヨークベニマル	45,000	3.81
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	42,117	3.57
株式会社三井住友銀行	15,000	1.27
第一生命保険株式会社	15,000	1.27
株式会社三菱UFJ銀行	10,000	0.84
株式会社野村総合研究所	10,000	0.84
日本電気株式会社	10,000	0.84

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式(128株)を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 なお、自己株式には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式(3,981千株)は含まれておりません。

4. 役員保有株式

該当ありません。

5. その他株式に関する重要な事項

該当ありません。

5 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 辰巳 幸久 公認会計士 竹内 知明	68	①当社監査役会は、会計監査人の当事業年度の会計監査計画・その他資料の報告を受け、前年度の監査実績の検証と評価を踏まえ、報酬見積りの監査時間・金額等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額が相当であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。 ②当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である自己資本比率算定に係る支援業務について、対価を支払っております。

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、「当該事業年度に係る報酬等」にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 69百万円

2. 責任限定契約

該当ありません。

3. 補償契約

該当ありません。

4. 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、当社監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、当社監査役会は、会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

□ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL及びPito AxM Platform, Inc.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。

第21期末連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	931,404	預 金	789,937
有価証券	89,945	譲渡性預金	750
貸出金	28,056	借入金	1,936
外国為替	0	社債	105,000
A T M 仮払金	84,461	A T M 仮受金	49,233
その他資産	24,062	その他負債	29,071
有形固定資産	26,571	賞与引当金	789
建物	1,784	退職給付に係る負債	13
A T M	20,947	株式給付引当金	774
その他の有形固定資産	3,839	繰延税金負債	3
無形固定資産	33,593	負債の部合計	977,509
ソフトウェア	28,605	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	4,988	資 本 金	30,724
退職給付に係る資産	1,051	資本剰余金	30,764
繰延税金資産	2,979	利益剰余金	176,549
貸倒引当金	△504	自己株式	△1,173
		株主資本合計	236,864
		その他有価証券評価差額金	606
		為替換算調整勘定	4,714
		退職給付に係る調整累計額	320
		その他の包括利益累計額合計	5,641
		非支配株主持分	1,606
		純資産の部合計	244,113
資産の部合計	1,221,623	負債及び純資産の部合計	1,221,623

第21期連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	金 額
経	常 収 益		136,667
資	金 運 用 収 益	4,032	
	貸 出 金 利 息 配 当 金 息 息	3,890	
	有 価 証 券 利 息 一 ン 利	34	
	コ ー ル 口 金 一 ン 利	5	
	預 け 引 金 一 ン 利	102	
役	務 取 引 等 収 益	131,320	
	受 入 為 替 手 数 料	3,362	
	A T M 受 入 手 数	121,731	
	そ の 他 の 受 入 役 務 収 益	6,225	
そ	そ の 他 の 業 務 収 益	390	
そ	そ の 他 の 業 務 収 益	924	
	そ の 他 の 業 務 収 益	924	
経	常 費 用		108,412
資	金 調 達 費 用	602	
	預 讓 渡 金 性 預 金 利 息	45	
	コ ー ル マ ネ ー 利	0	
	借 入 用 金 一 ン 利	△4	
	社 債 利 息	94	
役	務 取 引 等 費 用	466	
	支 払 為 替 手 数 料	35,816	
	A T M 設 置 支 払 手 数	1,631	
	A T M 支 払 手 数	28,345	
	そ の 他 の 支 払 役 務 費 用	2,327	
営	営 業 経 常 費 用	3,511	
そ	の 他 の 業 務 経 常 費 用	70,245	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,747	
	そ の 他 の 引 当 金 繰 入 額	415	
	常 別 利 益	1,332	
経	特 別 利 益		28,255
	固 定 資 産 処 分 益	19	
	持 分 変 動 利 益	415	
特	別 利 益		1,536
	固 定 資 産 処 分 損 失	773	
	減 損 損 失	763	
税	金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		27,154
法	人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税 額	8,772	
法	人 税 等 調 整 額	△2,300	
法	人 税 等 調 整 額		6,471
当	期 純 利 益		20,682
	非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△144
	親会社株主に帰属する当期純利益		20,827

第21期末貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け	金	910,849	預	金	792,751
現	金	813,790	普 通 預	金	563,533
預	金	97,059	定 期 預	金	229,097
有 価 証	券	111,167	そ の 他 の 預	金	121
地 方	債	27,026	譲 渡 性 預	金	750
社	債	55,186	社	債	105,000
株	式	9,016	そ の 他 負	債	71,408
そ の 他 の 証	券	19,938	未 払 法 人 税 等		4,275
貸 出	金	28,203	未 払 費 用		6,265
証 書 貸 付		250	A T M 仮 受 金		49,233
当 座 貸 越		27,953	資 産 除 去 債 務		400
外 国 為 替		0	そ の 他 の 負 債		11,232
外 国 他 店 預 け		0	賞 与 引 当 金		529
そ の 他 資 産		104,256	株 式 給 付 引 当 金		774
前 払 費 用		1,524	支 払 承 諾		901
未 収 収 益		8,587	負 債 の 部 合 計		972,115
A T M 仮 払 金		83,547	(純資産の部)		
そ の 他 の 資 産		10,595	資 本	金	30,724
有 形 固 定 資 産		21,060	資 本 剰 余 金		30,724
建 物		1,647	資 本 準 備 金		30,724
A T M		16,266	利 益 剰 余 金		176,042
その他の有形固定資産		3,146	利 益 準 備 金		0
無 形 固 定 資 産		31,698	そ の 他 利 益 剰 余 金		176,042
ソ フ ト ウ ェ ア		27,743	繰 越 利 益 剰 余 金		176,042
ソフトウェア仮勘定		3,950	自 己 株 式		△1,173
その他の無形固定資産		4	株 主 資 本 合 計		236,318
前 払 年 金 費 用		559	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		606
繰 延 税 金 資 産		839	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		606
支 払 承 諾 見 返		901	純 資 産 の 部 合 計		236,925
貸 倒 引 当 金		△495	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		1,209,040
資 産 の 部 合 計		1,209,040			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

「」参考

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社セブン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辰 巳 幸 久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹 内 知 明

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セブン銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セブン銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社セブン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辰 巳 幸 久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹 内 知 明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セブン銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

ご参考

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社 セブン銀行 監査役会

常勤監査役 石 黒 和 彦 ㊟

常勤監査役 酒 井 良 次 ㊟

社外監査役 寺 島 秀 昭 ㊟

社外監査役 唐 下 雪 絵 ㊟

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

ご参考

(ご参考) コーポレート・ガバナンスについて

1. 基本的な考え方

当社は、広く預金を預かるとともに、公共インフラ的性格を有するATMネットワークを保有・運営する銀行として、規律ある経営を行うことが社会的信頼に応えるために不可欠と考え、意思決定における透明性・公正性・迅速性の確保、業務執行における役割と責任の所在の明確化、経営監督機能の強化、業務の適正を確保するための体制整備及びコンプライアンス体制の充実を推進し、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を追求いたします。

当社は、企業統治の体制として監査役会設置会社を採用しております。取締役会においては、業務に精通した業務執行取締役と豊富な経験や各種分野における高い見識を有する社外取締役による意思決定を行い、かつ監査役による監査により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保しております。

これらの実践のため、当社が具体的に取組むべきことを明確にすること、ならびに株主への説明責任を果たすため、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社ホームページで公表しております。

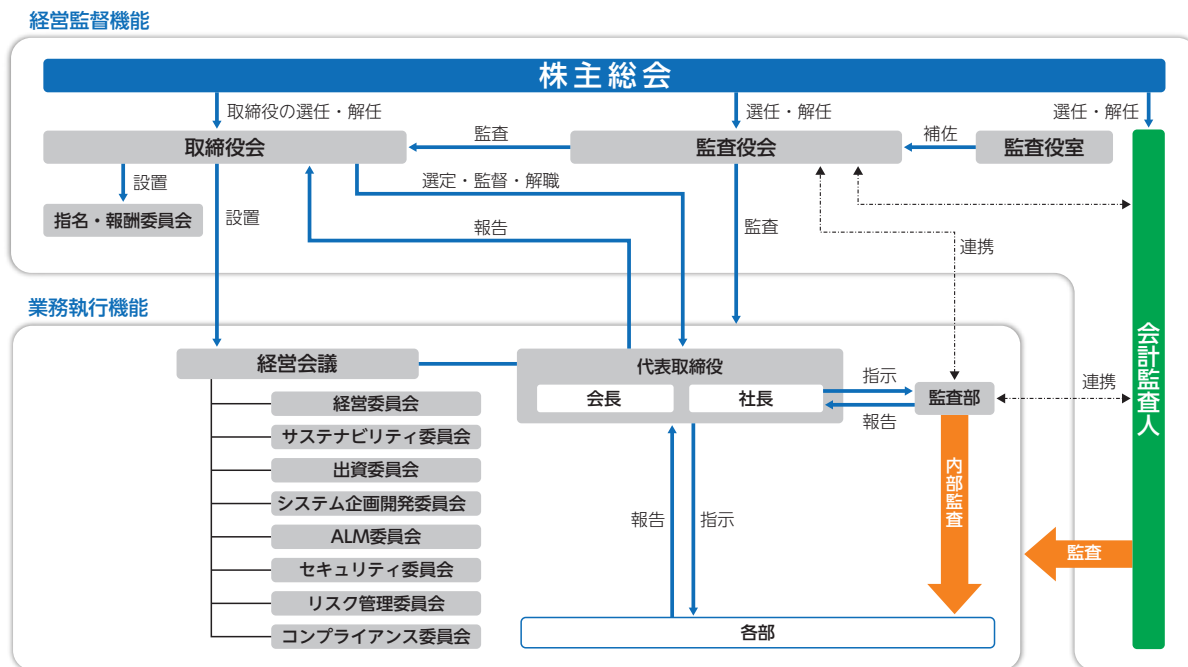
《コーポレート・ガバナンスに関するホームページURL》

<https://www.sevenbank.co.jp/csr/esg/governance.html>

《コーポレートガバナンス・ガイドライン》

https://www.sevenbank.co.jp/ir/management/governance/pdf/20211209_CGG.pdf

2. コーポレート・ガバナンス体制図



3. 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補者及び監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続

《経営陣幹部選解任基準》

1. 経営陣幹部については、将来にわたり成長していく企業であり続けるために、当社グループにおける十分な実績と高い能力、見識を備え、銀行業務の社会的な責任・使命を十分理解し、高い規律に基づいて経営管理及び事業運営を遂行し、当社グループの更なる発展に貢献することができることを基準に選定しております。
2. 経営陣幹部は以下の欠格事由に該当しない者としております。
 - －反社会的勢力との関係が認められること
 - －職務上の法令違反や内規違反、私的事項における法令違反等が認められること
3. 経営陣幹部については、内規に定める所定の年齢に到達した場合、不正があった場合、業務遂行に重大な支障が生じた場合、上記1・2の選任基準を満たさないこととなった場合その他経営陣幹部としての業務遂行の水準が当社の要求するものを満たさないと判断される場合等、経営陣幹部としての適格性を著しく欠くことになった場合に、その役職を解くものとしております。

《取締役候補者選定基準》

1. 取締役候補者については、出身の各分野における十分な実績と高い能力、見識を備え、銀行業務の社会的な責任・使命を十分理解し、高い規律に基づいて経営管理及び事業運営を遂行し、当社グループの更なる発展に貢献することができることを基準に選定しております。
2. 取締役候補者は以下の欠格事由に該当しない者としております。
 - －反社会的勢力との関係が認められること
 - －職務上の法令違反や内規違反、私的事項における法令違反等が認められること

《監査役候補者選定基準・手続き》

1. 監査役候補者については、出身の各分野における十分な実績・高い能力、業務遂行に必要な財務・会計・法務に関する知識、見識を備え、銀行業務の社会的な責任・使命を十分理解し、公正かつ客観的な立場から取締役の職務執行状況を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できることを基準に選定しております。
2. 監査役候補者は以下の欠格事由に該当しない者としております。
 - －反社会的勢力との関係が認められること
 - －職務上の法令違反や内規違反、私的事項における法令違反等が認められること
3. 監査役候補者の選定にあたっては、監査役会による候補者面談を行う等、監査役会が独立した客観的な立場において適切に判断を行うこととしております。

4. 少数株主の利益保護

《支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針》

株式会社セブン&アイ・ホールディングスは、当社議決権の46.27%を間接保有する親会社であり、適時開示規則に定められた支配株主にあたります。親会社との取引等を行う際には、利益相反取引を通じて銀行経営の健全性が損なわれること等を防止するための規定として定められた銀行法上のアームズ・レングス・ルールを遵守しており、当該取引等の必要性および当該取引等の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認するものとします。

《親会社である株式会社セブン&アイ・ホールディングスとの関係》

当社が健全で持続的な成長を達成していくには、企業としての信頼性・経営の透明性を基盤とし成り立つ様々な提携先との協業を高度に融合させ、事業発展（イノベーション）させていく事が不可欠であると考えております。そして、当社の信頼性・経営の透明性を担保するために、市場への上場は最も有効な手段の一つであると認識しております。当社は独立した上場企業として、事業戦略・人事政策・資本政策等の全てを親会社から独立して主体的に検討・決定の上、事業活動を展開しております。また親会社から必要な独立性を確保する為、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会を設置し、取締役候補者、及び執行役員候補者の推薦に関する事項を審議しており、これにより経営陣の選任について親会社から独立性を担保しています。さらに、当社では、独立性を有する社外取締役及び社外監査役を配置しており、これらの者が親会社と親会社以外の株主の利益相反が生じないよう監督しています。なお、当社は親会社との間でグループ経営に関連した契約は締結しておりません。また、当社は、親会社の開示義務等に対応するため、親会社との間で「重要事実報告ガイドライン」を定め、親会社の適時開示に影響を与えるもの、親会社連結財務諸表に重要な影響を与えるもの、セブン&アイグループの信用を毀損する可能性があるものに限定して、親会社への報告を行っております。

親会社におけるグループ経営に関する考え方や方針は以下の通りであります。

「当社は、上場子会社として株式会社セブン銀行を有していますが、当該上場子会社の独立性を尊重する観点から、同社の経営判断を重視し、事業戦略・人事政策・資本政策等を独立して主体的に検討・決定の上、事業活動を展開することを尊重しております。同社が健全で持続的な成長を達成していくには、企業としての信頼性・経営の透明性を基盤とし成り立つ様々な提携先との協業を高度に融合させ、事業発展（イノベーション）させていく事が不可欠であると考えております。そして、同社の信頼性・経営の透明性を担保するために、市場への上場は最も有効な手段の一つであり、同社が独自の成長戦略等により企業価値を向上させていくことがグループ経営の観点からも望ましいと考えています。」

（株式会社セブン&アイ・ホールディングス発行「セブン&アイ経営レポート」（2022年1月12日版）より引用）

(ご参考) 配当金のお知らせ

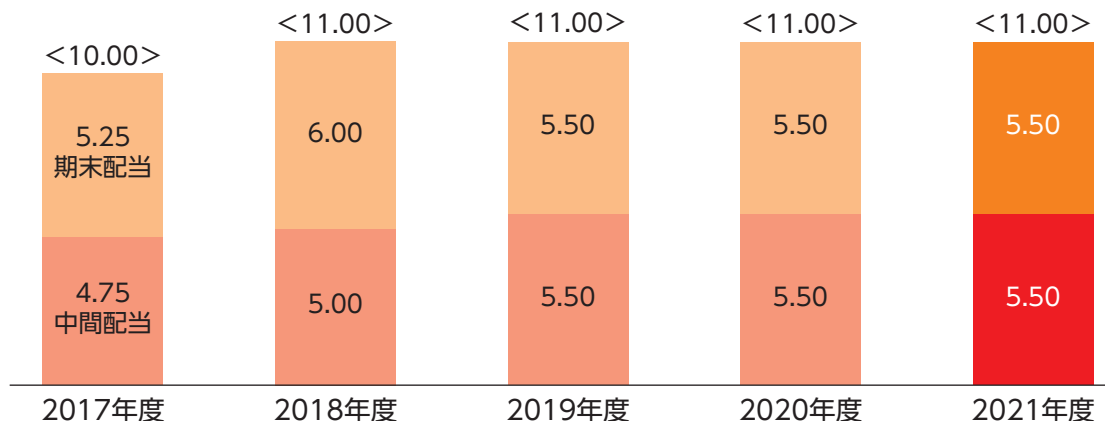
当社は、株主の皆さまに対する利益の還元を経営上重要な施策の一つと位置づけております。今後も、成長に向けた新たな分野への積極投資、インフラ事業者として事業継続に必要なリスクへの備えとのバランスを勘案した適正な、利益還元を着実に実施してまいります。年2回（中間配当及び期末配当）の配当を株主の皆さまへの還元の基本とし、堅実なビジネスモデルと強固な財務基盤を活かした安定的な配当に努めてまいります。

期末配当につきまして、取締役会において、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1 期末配当金 1株当たり5.50円

2 効力発生日 2022年6月1日

1株当たり配当（円）



(ご参考) トピックス

セブン銀行ATMで 『健康保険証としての利用申込み』と 『公金受取口座の登録』によるマイナポイントの 申込みもできるように(6月下旬予定)

現在セブン銀行ATMでは、デジタル庁、総務省および厚生労働省が実施するマイナポイント第2弾について、「マイナンバーカードの新規取得等※1」によるマイナポイントの申込み(最大5,000円分)ができます。

上記に加え、2022年6月下旬より「健康保険証としての利用申込み」と「公金受取口座の登録」によるマイナポイントの申込み(それぞれ7,500円分)もできるようになる予定です。ATMでの詳しい操作方法は、6月下旬以降、セブン銀行のホームページでご確認いただけます。



※1 カードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含む

※2 ATMの機種によってボタンのデザインが異なる場合があります

セブン銀行ATMからの
「マイナポイントの申込み」の詳細はこちら



マイナポイント第2弾の詳細は、マイナポイント事業ホームページでご確認いただけます。

株式事務のご案内

事業年度	4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
定時株主総会	毎年6月
上場証券取引所	東京証券取引所プライム市場 (上場日 2011年12月26日)
証券コード	8410
公告の方法	電子公告により行う* 公告掲載URL : https://www.sevenbank.co.jp/ir/stock/kokoku.html ※電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときには、日本経済新聞に公告いたします。
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 TEL : 0120-232-711 (通話料無料) 郵送先 : 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
同取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店

◎定時株主総会の決議結果につきましては、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
ご了承くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト のご案内



最新のお知らせやセブン銀行の紹介、
IRに関するお知らせなどがご覧いただけ
ます。

<https://www.sevenbank.co.jp/ir/>



